

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年2月14日

【発行者名】 フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ
(Franklin Templeton Investment Funds)

【代表者の役職氏名】 取締役 ウィリアム・ロックウッド
(Director William Lockwood)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1246、アルバート・ボル
シェット通り8A
(8A, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ
- フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
(Franklin Templeton Investment Funds
- Franklin K2 Alternative Strategies Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ
- フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
- クラスA(a c c)米ドル投資証券
上限見込額は1億2,490万米ドル(約141億9,738万円)である。
(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドのクラスA(a c c)米ドル投資証券の
2021年10月末日現在の1口当たり純資産価格(12.49米ドル)に1,000万口を
乗じて算出された金額である。
(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2021年10月29日現在の株式会社
三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.67円)によ
る。以下同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年12月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2022年1月付で投資制限等が変更され、ファンド設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

サステナビリティ・リスクが発生した場合、または、管理会社および／もしくは投資運用会社／投資運用会社のモデルにおいて予期せぬ方法で発生した場合、投資対象の価値ひいてはファンドの純資産価額に突如として重大な悪影響が及ぶおそれがある。サステナビリティ・リスクは関連しないとみなされた特定のファンド（その場合、当該ファンドの特定の項目において別途説明がなされる。）を除き、かかる悪影響は、関連する投資対象の価値の全損となる可能性があり、ファンドの純資産価額に同等の悪影響を及ぼす可能性がある。

フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド

（後略）

<訂正後>

（前略）

サステナビリティ・リスクが発生した場合、または、管理会社および／もしくは投資運用会社／投資運用会社のモデルにおいて予期せぬ方法で発生した場合、投資対象の価値ひいてはファンドの純資産価額に突如として重大な悪影響が及ぶおそれがある。サステナビリティ・リスクは関連しないとみなされた特定のファンド（その場合、当該ファンドの特定の項目において別途説明がなされる。）を除き、かかる悪影響は、関連する投資対象の価値の全損となる可能性があり、ファンドの純資産価額に同等の悪影響を及ぼす可能性がある。

タクソノミー規則の適用は、第一段階として、タクソノミー規則に定義された6つの環境目標のうち2つ（気候変動の緩和および気候変動への適応）のみに限定されている。

下記のファンドの具体的な情報に関する項において別段の記載がある場合を除き、ファンドの投資対象について、タクソノミー規則の意味の範囲内における環境的に持続可能な経済活動（実現活動または移行活動を含む。）に関するEU基準は考慮されない。

フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド

（後略）

（４）投資制限

<訂正前>

（前略）

４．譲渡性のある証券および短期金融商品に関する手法および手段の活用

ａ）レボ契約取引およびリバース・レボ契約取引ならびに証券貸付

（ ）制限および条件

- 証券貸付取引

関連するファンドの投資方針に別途規定される場合を除き、ファンドはその資産の50%を上限として、証券貸付取引を利用できる。各ファンドの証券貸付取引の量は、適切な水準に保たれるか、または各ファンドは、常に、その買戻義務に応じるため、かつかかる取引が各ファンドの資産をその投資方針に従い運用することを妨げない方法で貸付証券の返還を請求する権限を有するものとする。証券貸付取引の取引相手方は、財務諸表、企業の公表資料、信用格付および一般的な相場変動を含むその他の市場情報の当初の分析およびその後の年に一度の継続的な検討を経て選出される。取引相手方の選出に際して適用される事前に指定された法的地位、信用格付または地理的基準はないため、通常、かかる要素が選考過程で考慮される。

証券貸付取引を締結する場合、ファンドは以下の要件にも従わなければならない。

（い）証券貸付取引の借り手は、ＣＳＳＦがＥＵ法により課されるものと同等とみなす健全性監督規則に服さなければならない。

（ ）ファンドは（Ａ）自身で、または（Ｂ）認可された清算機関またはＣＳＳＦがＥＵ法により課されるものと同等とみなす健全性監督規則に服しており、かかる種類の取引を専門とする一流の金融機関により組織された標準的な貸付システムの一員として、直接、取引相手方に証券を貸し付けることができる。ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンクおよびＪＰモルガン・チェイス・バンクＮＡ、ロンドン支店がファンドのために証券貸付の貸付代理人として行為する。

（ ）ファンドは、契約条項に従い、随時、貸付証券の返還または契約の終了を請求できる場合に限り、証券貸付取引を締結できる。

英文目論見書の日付現在、エクイティ証券のみが証券貸付取引の対象となる資産の種類である。

ファンドが、英文目論見書の日付現在、証券貸付取引を締結した場合、証券貸付取引の対象となり得る当該ファンドの純資産の予想比率は、関連するファンドの「ファンド情報、目的および投資方針」に記載される。

従って、英文目論見書の日付現在、証券貸付取引を行っていないファンドは、当該取引の使用予想比率が０％である。ただし、関連するファンドは、当該取引の対象となり得る当該ファンドの純資産の比率は最大で50%を上回らず、個々のファンドに係る関連記述が次の利用機会に際して、適宜、更新される場合に限り、証券貸付取引を締結できる。証券貸付取引におけるファンドの実際の活動は、証券貸付契約に署名しているファンドすべてについて、本投資法人の財務諸表において開示される。

証券貸付取引の利用に関連するリスクおよび投資者リターンの効果は、「リスク要因」の項により詳細に記述される。

疑義を避けるために付言すると、マネー・マーケット・ファンドとしての適格性を有するファンドは、証券貸付取引を行わない。

- レボ契約取引およびリバース・レボ契約取引

関連するファンドの投資方針に別途規定される場合を除き、ファンドは、その資産の50%を上限としてレボ契約取引に利用できるが、レボ契約取引に関連していずれかの一取引相手方に対す

るファンドのエクスポージャーは、(i) 当該取引相手方がEU加盟国にその登記上の事務所有する信用機関であるか、同等の健全性規則に服している場合は、その資産の10%、および() その他の場合はその資産の5%を上限とする。レポ契約取引およびリバース・レポ契約取引の取引相手方は、財務諸表、企業の公表資料、信用格付および一般的な相場変動を含むその他の市場情報の当初の分析およびその後の年に一度の継続的な検討を経て選出される。取引相手方の選出に際して適用される事前に指定された法的地位、信用格付または地理的基準はないため、通常、かかる要素が選考過程で考慮される。各ファンドのレポ契約取引およびリバース・レポ契約取引の量は、ファンドは、常に、投資主に対する買戻義務に応じることができる適切な水準に保たなければならない。さらに、各ファンドは、レポ契約取引またはリバース・レポ契約取引の満期時に、当該ファンドの有価証券の返還につき取引相手方と合意した金額の決済を行うに十分な資産を保有することを確保する。レポ契約取引またはリバース・レポ契約取引から生じた増加収益は関連するファンドに対して生じるものとする。

以下の種類の資産がレポ契約取引およびリバース・レポ契約取引の対象となる。ソブリン債、有価証券、社債および国債、民間の住宅ローン担保证券および商業用不動産担保证券であり、その他の資産担保证券も可能である。

ファンドが、英文目論見書の日付現在、レポ契約取引またはリバース・レポ契約取引を締結した場合、レポ契約取引またはリバース・レポ契約取引の対象となり得る当該ファンドの純資産の予想比率は、関連するファンドの「ファンド情報、目的および投資方針」に記載される。

従って、英文目論見書の日付現在、レポ契約取引またはリバース・レポ契約取引を行っていないファンドは、当該取引の使用予想比率が0%である。ただし、関連するファンドは、当該取引の対象となり得る当該ファンドの純資産の比率は最大で50%を上回らず、個々の関連するファンドの方針が次の利用機会に際して、適宜、更新される場合に限り、レポ契約取引またはリバース・レポ契約取引を締結できる。レポ契約取引およびリバース・レポ契約取引におけるファンドの実際の活動は、レポ契約取引およびリバース・レポ契約取引を行っているファンドすべてについて、本投資法人の財務諸表において開示される。

- 証券貸付および/またはレポおよび/またはリバース・レポ契約取引にかかる費用および収益

証券貸付取引および/またはレポおよび/またはリバース・レポ契約取引から生じる直接および間接的な運営費用および報酬は、関連するファンドにもたらされる収益から差し引かれる。かかる費用および報酬は、含み益を含まない。かかる取引から生じたすべての収益は、直接および間接運営費用控除後、関連するファンドに還元される。本投資法人の年次報告書には、すべての対象期間中の証券貸付取引および/またはレポ契約および/またはリバース・レポ取引から生じた収益の詳細が、発生済の直接および間接運営費用ならびに報酬と合わせて、記載される。直接および間接運営費用および報酬が支払われる事業体には、銀行、投資会社、ブローカー/ディーラーまたはその他の金融機関もしくは仲介機関が含まれ、管理会社および/または保管受託銀行の関連当事者であることもある。

レポおよび/またはリバース・レポ契約取引から生じるすべての収益は、関連するファンドに還元され、管理会社は、「投資運用報酬」の項に記載の関連するファンドに対する投資運用報酬のほか、かかる収益から報酬または費用を徴収しない。

証券貸付代理人は、証券貸付の結果生じた総収益の10%を上限として、その業務に対する報酬を受領するが、当該収益の残額は関連する貸付けを行ったファンドが受領し留保する。証券貸付取引から生じたプラスの収益は関連するファンドに対して生じるものとする。

() 利益相反

通知すべき利益相反はない。関連するファンドの投資運用会社は、当該ファンドの保有する有価証券をその関連企業に貸し付ける予定はない。

() 担保

(中略)

担保は、最新の入手可能な市場価格を用い、適用あるヘアカット方針に基づき、各資産クラス毎に定められた適切な割引を考慮し、各評価日に評価される。担保は日々値洗いされ、現在のマーケット・エクスポージャーおよび担保残額に基づき、事前に定められた極度値を超えた場合、当該担保は変動証拠金の変動の対象となる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

4 . 譲渡性のある証券および短期金融商品に関する手法および手段の活用

a) レボ契約取引およびリバース・レボ契約取引ならびに証券貸付取引

() 制限および条件

- 証券貸付取引

関連するファンドの投資方針において認められる限りにおいて、ファンドは、一時的に、その資産の50%を上限として、証券貸付取引を利用できる。各ファンドの証券貸付取引の量は、適切な水準に保たれるか、または各ファンドは、常に、その買戻義務に応じるため、かつかかる取引が各ファンドの資産をその投資方針に従い運用することを妨げない方法で貸付証券の返還を請求する権限を有するものとする。証券貸付取引の取引相手方は、財務諸表、企業の公表資料、信用格付および一般的な相場変動を含むその他の市場情報の当初の分析およびその後の年に一度の継続的な検討を経て選出される。取引相手方の選出に際して適用される事前に指定された法的地位、信用格付または地理的基準はないため、通常、かかる要素が選考過程で考慮される。

証券貸付取引を締結する場合、ファンドは以下の要件にも従わなければならない。

(i) 証券貸付取引の借り手は、C S S F が E U 法により課されるものと同等とみなす健全性監督規則に服さなければならない。

() ファンドは (A) 自身で、または (B) 認可された清算機関または C S S F が E U 法により課されるものと同等とみなす健全性監督規則に服しており、かかる種類の取引を専門とする一流の金融機関により組織された標準的な貸付システムの一員として、直接、取引相手方に証券を貸し付けることができる。ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンクおよび J P モルガン・チェイス・バンク N A、ロンドン支店がファンドのために証券貸付の貸付代理人として行為する。

() ファンドは、契約条項に従い、随時、貸付証券の返還または契約の終了を請求できる場合に限り、証券貸付取引を締結できる。

英文目論見書の日付現在、エクイティ証券のみが証券貸付取引の対象となる資産の種類である。

英文目論見書の日付現在、証券貸付取引の対象となり得るファンドの純資産の予想比率は、関連するファンドの「ファンド情報、目的および投資方針」の項に記載される。ただし、ファンドが証券貸付取引を行わない場合はこの限りではなく、その場合には関連するファンドの特定の項においてかかる取引に対する言及はなされない。

ファンドが上方変動および下方変動を予期する場合もあるが、すべての関連するファンドにおいて証券貸付取引の利用は一時的なものとなる。かかる変動は、ファンドの純資産総額、借り手における対象市場からの借株需要および対象市場における季節的傾向など(ただし、これらに限定されない。)の要素に左右される可能性がある。市場における対象証券借入需要がほとんどないか、または全くない時期には、証券貸付の対象となるファンドの純資産の比率は0%となることがあるが、需要が拡大する時期が生じる可能性もあり、かかる場合には、この比率は50%に近づくことがある。

特定のファンドのファクト・シートに別段の規定がある場合を除き、証券貸付取引を利用するいずれのファンドも、この取引を、貸付期間を通してファンドの証券を利用するために借り手がファンドに対して支払う料金により追加の元本または収益を生み出す目的のために利用する。証券貸付への予想エクスポージャーは、関連するファンドの間において5%から22%の間で変動する可能性があるが、エクスポージャーの最大割合は、関連する証券貸付契約に規定された50%に相当する。疑義を避けるために付言すると、証券貸付取引への予想エクスポージャーがファンド間で異なる場合であっても、当該取引の利用目的は、すべての関連するファンドについて同一であり続ける。

証券貸付取引の利用に関連するリスクおよび投資者リターンの効果は、「リスク要因」の項により詳細に記述される。

疑義を避けるために付言すると、マネー・マーケット・ファンドとしての適格性を有するファンドは、証券貸付取引を行わない。

- レボ契約取引およびリバース・レボ契約取引

レボ契約取引に関連していずれかの一取引相手方に対するファンドのエクスポージャーは、
(i) 当該取引相手方がEU加盟国にその登記上の事務所を有する信用機関であるか、同等の健全性規則に服している場合は、その資産の10%、および() その他の場合はその資産の5%を上限とする。レボ契約取引およびリバース・レボ契約取引の取引相手方は、財務諸表、企業の公表資料、信用格付および一般的な相場変動を含むその他の市場情報の当初の分析およびその後の年に一度の継続的な検討を経て選出される。取引相手方の選出に際して適用される事前に指定された法的地位、信用格付または地理的基準はないため、通常、かかる要素が選考過程で考慮される。ファンドのレボ契約取引およびリバース・レボ契約取引の量は、当該ファンドが、常に、投資主に対する買戻義務に応じることができる水準に保たなければならない。さらに、ファンドは、レボ契約取引およびリバース・レボ契約取引の満期時に、当該ファンドへの有価証券の返還につき取引相手方と合意した金額の決済を行うに十分な資産を保有することを確保しなければならない。レボ契約取引およびリバース・レボ契約取引から生じた増加収益は関連するファンドに対して生じるものとする。

以下の種類の資産がレボ契約取引およびリバース・レボ契約取引の対象となる。ソブリン債、有価証券、社債および国債、民間の住宅ローン担保证券および商業用不動産担保证券であり、その他の資産担保证券も可能である。

英文目論見書の日付現在、フランクリン・米ドル・ショートターム・マネー・マーケット・ファンドのみが、このファンドのファクト・シートにおいて詳述されるとおり、かつ、当該ファクト・シートに記載される制限の範囲内で、レボ契約取引およびリバース・レボ契約取引を利用することができる。リバース・レボ契約取引の利用にあたっては、フランクリン・米ドル・ショートターム・マネー・マーケット・ファンドは、この取引を、現金を投資し、投資に係る利息収益を受け取る目的のために利用し、かかる投資は、信用力が最も高く（AAまたはAAA）、満期までの期間が5年以内であり、投資額の少なくとも102%に相当する担保によって保護される。レボ契約取引の利用にあたっては、フランクリン・米ドル・ショートターム・マネー・マーケット・ファンドは、この取引を、突然の買戻しに応じるために低金利で流動性を得て、他のポジションを潜在的に割引された価格で売却する必要性を回避する目的のために利用する。その他のファンドが将来かかる取引を利用しようとする場合には、そのファクト・シートおよびこの項がそれに応じて変更される。

レボ契約取引およびリバース・レボ契約取引の利用に関連するリスクならびにレボ契約取引およびリバース・レボ契約取引が投資家のリターンに及ぼす影響は、「リスク要因」の項により詳細に記述される。

- 証券貸付および／またはレポおよび／またはリバース・レポ契約取引にかかる費用および収益

証券貸付取引および／またはレポおよび／またはリバース・レポ契約取引から生じる直接および間接的な運営費用および報酬は、関連するファンドにもたらされる収益から差し引かれる。かかる費用および報酬は、含み益を含まない。かかる取引から生じたすべての収益は、直接および間接運営費用控除後、関連するファンドに還元される。本投資法人の年次報告書には、すべての対象期間中の証券貸付取引および／またはレポ契約および／またはリバース・レポ取引から生じた収益の詳細が、発生済の直接および間接運営費用ならびに報酬と合わせて、記載される。直接および間接運営費用および報酬が支払われる事業体には、銀行、投資会社、ブローカー／ディーラーまたはその他の金融機関もしくは仲介機関が含まれ、管理会社および／または保管受託銀行の関連当事者であることもある。

レポおよび／またはリバース・レポ契約取引から生じるすべての収益は、関連するファンドに還元され、管理会社は、「投資運用報酬」の項に記載の関連するファンドに対する投資運用報酬のほか、かかる収益から報酬または費用を徴収しない。

証券貸付代理人は、本投資法人の関連当事者でも管理会社の関連当事者でもなく、貸付証券により生じた総収益の10%を上限として、その業務に対する報酬を受領するが、当該収益の残額は関連する貸付けを行ったファンドが受領し留保する。証券貸付取引から生じたプラスの収益は関連するファンドに対して生じるものとする。

証券貸付代理人は、適用法に従い、かつ、証券貸付代理人、借り手、管理会社、本投資法人および場合に応じて保管受託銀行のうち少なくとも2以上の事業体が締結した様々な関連する証券貸付契約において詳述されるとおり、保管受託銀行が関連するファンドのために開設し、かつ、維持する関連する証券口座で保有される有価証券の選定された借り手に対する担保の受領と引換えでの貸付けを仲介する、関連する貸付けを行うファンドの自己勘定での仲介者または代理人勘定での仲介者として行為するものとする。

() 利益相反

通知すべき利益相反はない。関連するファンドの投資運用会社は、当該ファンドの保有する有価証券をその関連企業に貸し付ける予定はない。

() 担保

(中略)

担保は、最新の入手可能な市場価格を用い、適用あるヘアカット方針に基づき、各資産クラス毎に定められた適切な割引を考慮し、各評価日に評価される。担保は日々値洗いされ、現在のマーケット・エクスポージャーおよび担保残額に基づき、事前に定められた極度値を超えた場合、当該担保は変動証拠金の変動の対象となる。

b) 売戻条件付購入取引、買戻条件付売却取引および証拠金貸付取引

英文目論見書の日付現在、いずれのファンドも、売戻条件付購入取引、買戻条件付売却取引または証拠金貸付取引を行う権限を有しない。いずれかのファンドが将来かかる取引を利用する場合には、SFT規則に従って英文目論見書が変更される。

(後略)

3 投資リスク**< 訂正前 >****a . リスク要因**

(前略)

保管リスク

本投資法人の資産は、保管銀行によって保管され、投資者は保管銀行が破綻した場合、保管銀行が本投資法人のすべての資産を短期間で返還する義務を完全に履行できないリスクに晒されている。本投資法人の資産は、本投資法人に帰属するものとして保管銀行の帳簿に明記される。保管銀行が保有する証券および債務（ローン契約およびローン・パーティシペーションを含む。）は、保管銀行の他の資産とは分別され、これにより破綻時の非返還リスクを低減するが排除することはない。しかしながら、かかる分別は、現金には適用されないため、破綻時の非返還リスクを増大させる。保管銀行は、本投資法人自体の資産すべてを保管しないが、保管銀行と同一グループ企業の一部ではない副保管銀行網を利用する。投資者も、副保管銀行の破綻のリスクに晒される。ファンドは保管システムおよび／または決済システムが十分に発展していない市場に投資することがある。

（後略）

<訂正後>

a．リスク要因

（前略）

保管リスク

本投資法人の資産（疑義を避けるために付言すると、本投資法人が証券貸付取引、レポ取引またはリバース・レポ取引の間に取得した資産を含む。）は、保管受託銀行によって保管され、投資者は保管受託銀行が破綻した場合、保管受託銀行が本投資法人のすべての資産を短期間で返還する義務を完全に履行できないリスクに晒されている。本投資法人の資産は、本投資法人に帰属するものとして保管受託銀行の帳簿に明記される。保管受託銀行が保有する証券および債務（ローン契約およびローン・パーティシペーションを含む。）は、保管受託銀行の他の資産とは分別され、これにより破綻時の非返還リスクを低減するが排除することはない。しかしながら、かかる分別は、現金には適用されないため、破綻時の非返還リスクを増大させる。保管受託銀行は、本投資法人自体の資産すべてを保管しないが、保管受託銀行と同一グループ企業の一部ではない副保管銀行網を利用する。投資者も、副保管銀行の破綻のリスクに晒される。ファンドは保管システムおよび／または決済システムが十分に発展していない市場に投資することがある。

（後略）

別紙C

定 義

<訂正前>

（前略）

「規制市場」	金融商品市場に関する2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014/65/EC第4条第21項の意味における市場または適格国において定期的に営業し、認可されおよび公開されているのその他の規制された市場。
「残存満期」	証券または資産の法定満期日までの残存期間（日数）
「RMB」	中国本土の正式通貨（文脈に応じて、オンショア人民元（CNY）および／またはオンショア人民元（CNH）を指す。）
「買戻」または「買戻方法」	英文目論見書において、「買戻」または「買戻方法」という場合は、一般的に投資証券の買戻しを意味する。
「SARON」	スイス翌日物平均金利
「SFDR」	金融サービス・セクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会の規則（EU）2019/2088。
「SICAV」	変動資本を有する会社型投資信託

（中略）

「SONIA」	ポンド翌日物平均金利
---------	------------

「想定額の総額」	ファンドが締結したすべての金融デリバティブ契約の想定額の総額を用いて計算され、ファンドの純資産価額に対する割合として表示されるレバレッジ水準の尺度。原投資対象に対するグローバル・エクスポージャー（すなわち、実際の純資産によって表章されるグローバル・エクスポージャーの100%）は、計算に含まれず、金融デリバティブ契約による追加グローバル・エクスポージャーのみ、想定額の総額の計算目的上、考慮される。 この方法は、以下を行わない。 - 投資またはヘッジ目的で使用される金融デリバティブ商品を区分すること。このため、リスク低減を目的とする戦略は、ファンドのレバレッジ水準上昇の要因となる。 - デリバティブ・ポジションのネットtingを許可すること。このため、長期および短期のポジションの組み合わせに依拠するデリバティブ・ロールオーバーおよび戦略は、全体的なファンドのリスクを増加させないか、僅かしか増加させない場合、レバレッジ水準を大幅に上昇させる要因となることがある。 - デリバティブの原資産のボラティリティを考慮すること、または短期資産および長期資産を区別すること。 - オプション契約のデルタを考慮すること。従って、オプション契約が行使される可能性を調整しない。このため、アウト・オブ・ザ・マネー・オプションの潜在的レバレッジ効果は、原資産がストライク・プライスに近づくにつれ増大し、原資産の価格がさらに上昇し、契約がディープ・イン・ザ・マネーになるにつれ、低減するものの、行使される可能性が少ない、アウト・オブ・ザ・マネーのオプション契約を保有するファンドは、オプション契約がイン・ザ・マネーで、行使される可能性が高く、想定額の総額が同水準であるファンドと同様のレバレッジを保有するように見える。
----------	---

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

「規制市場」	金融商品市場に関する2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014 / 65 / EC第4条第21項の意味における市場または適格国において定期的に営業し、認可されおよび公開されているのその他の規制された市場。
「レポ契約」	その満期時に本投資法人（売り手）が取引に基づき売却した資産を買い戻す義務を負い、取引相手方（買い手）が取引に基づき購入した資産を返還する義務を負う先渡取引
「残存満期」	証券または資産の法定満期日までの残存期間（日数）
「リバース・レポ契約」	その満期時に取引相手方（売り手）が取引に基づき売却した資産を買い戻す義務を負い、本投資法人（買い手）が取引に基づき購入した資産を返還する義務を負う先渡取引
「RMB」	中国本土の正式通貨（文脈に応じて、中国国内の中国元（CNY）および／または中国国外の中国元（CNH）を指す。）
「買戻」または「買戻方法」	英文目論見書において、「買戻」または「買戻方法」という場合は、一般的に投資証券の買戻しを意味する。
「SARON」	スイス翌日物平均金利
「SFDR」	金融サービス・セクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会の規則（EU）2019 / 2088。
「証券貸付」	一時的に有価証券が貸し手から借り手に移転し、後者が要求に応じてまたは特定の期間の終了時に当該有価証券を返還する義務を負う取引

「SICAV」	変動資本を有する会社型投資信託
(中略)	
「SONIA」	ポンド翌日物平均金利
「タクソノミー規則」	規則(EU)2019/2088を改正する、サステナブル投資を促進するための枠組みの設定に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852(随時行われる改訂を含む。)
「想定額の総額」	ファンドが締結したすべての金融デリバティブ契約の想定額の総額を用いて計算され、ファンドの純資産価額に対する割合として表示されるレバレッジ水準の尺度。原投資対象に対するグローバル・エクスポージャー(すなわち、実際の純資産によって表章されるグローバル・エクスポージャーの100%)は、計算に含まれず、金融デリバティブ契約による追加グローバル・エクスポージャーのみ、想定額の総額の計算目的上、考慮される。 この方法は、以下を行わない。 - 投資またはヘッジ目的で使用する金融デリバティブ商品を区分すること。このため、リスク低減を目的とする戦略は、ファンドのレバレッジ水準上昇の要因となる。 - デリバティブ・ポジションのネットtingを許可すること。このため、長期および短期のポジションの組み合わせに依拠するデリバティブ・ロールオーバーおよび戦略は、全体的なファンドのリスクを増加させないか、僅かしか増加させない場合、レバレッジ水準を大幅に上昇させる要因となることがある。 - デリバティブの原資産のボラティリティを考慮すること、または短期資産および長期資産を区別すること。 - オプション契約のデルタを考慮すること。従って、オプション契約が行使される可能性を調整しない。このため、アウト・オブ・ザ・マネー・オプションの潜在的レバレッジ効果は、原資産がストライク・プライスに近づくにつれ増大し、原資産の価格がさらに上昇し、契約がディープ・イン・ザ・マネーになるにつれ、低減するものの、行使される可能性が少ない、アウト・オブ・ザ・マネーのオプション契約を保有するファンドは、オプション契約がイン・ザ・マネーで、行使される可能性が高く、想定額の総額が同水準であるファンドと同様のレバレッジを保有するよう見える。

(後略)

別紙D

ベンチマークの開示

<訂正前>

投資主は、これらのベンチマークが長期的には変更される可能性があり、英文目論見書が当該変更に応じて更新される点に留意されたい。ファンドに適用される現在のベンチマークのリストは、インターネットのサイトwww.franklintempleton.luで閲覧することができる。

グローバル・エクスポージャーの算出に相対値で表示されるバリュエーション・アット・リスク（レラティブVaR）アプローチを利用するファンドについては、ベンチマークはレラティブVaR算出のベースとして使用される。これらのファンドでは、アクティブ運用が行われ、ベンチマーク構成銘柄を保有する義務は一切なく、その純資産の最大100%までベンチマーク以外の銘柄に投資することができる。

フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド：

ベンチマーク：

- ・担保付翌日物調達金利（S O F R）（成功報酬算出の目的で使用）（注）
- ・ユーロ短期金利（E S T R）（成功報酬算出の目的で使用）
- ・スイス翌日物平均金利（S A R O N）（成功報酬算出の目的で使用）
- ・ポンド翌日物平均金利（S O N I A）（成功報酬算出の目的で使用）
- ・無担保コール翌日物金利（T O N A R）（成功報酬算出の目的で使用）
- ・HFRXグローバル・ヘッジファンド・インデックス（パフォーマンス比較の目的で使用）
- ・ICE BofA米国トレジャリービル3か月ものインデックス（パフォーマンス比較の目的で使用）

ベンチマークの使用および追跡：ファンドでは、アクティブ運用が行われている。これらのベンチマークは、ファンドのポートフォリオの構成を制約するため、または超えるべきファンドのパフォーマンス目標として使用されるものではない。ファンドはベンチマーク構成銘柄を保有する義務を一切負わず、ベンチマーク以外の銘柄にその純資産の最大100%まで実際に投資することができる。

（注）フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドのクラスA（acc）米ドル投資証券について、成功報酬は課されない。

<訂正後>

投資主は、これらのベンチマーク（注1）が長期的には変更される可能性があり、英文目論見書が当該変更に応じて更新される点に留意されたい。ファンドに適用される現在のベンチマークのリストは、インターネットのサイトwww.franklintempleton.luで閲覧することができる。

グローバル・エクスポージャーの算出に相対値で表示されるバリュエーション・アット・リスク（レラティブVaR）アプローチを利用するファンドについては、ベンチマークはレラティブVaR算出のベースとして使用される。これらのファンドでは、アクティブ運用が行われ、ベンチマーク構成銘柄を保有する義務は一切なく、その純資産の最大100%までベンチマーク以外の銘柄に投資することができる。

フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド：

ベンチマーク：

- ・担保付翌日物調達金利（S O F R）（成功報酬算出の目的で使用）（注2）
- ・ユーロ短期金利（E S T R）（成功報酬算出の目的で使用）

- ・ スイス翌日物平均金利（SARON）（成功報酬算出の目的で使用）
- ・ ボンド翌日物平均金利（SONIA）（成功報酬算出の目的で使用）
- ・ 無担保コール翌日物金利（TONAR）（成功報酬算出の目的で使用）
- ・ HFRXグローバル・ヘッジファンド・インデックス（パフォーマンス比較の目的で使用）
- ・ ICE BofA米国トレジャリービル3か月ものインデックス（パフォーマンス比較の目的で使用）

ベンチマークの使用および追隨：ファンドでは、アクティブ運用が行われている。これらのベンチマークは、ファンドのポートフォリオの構成を制約するため、または超えるべきファンドのパフォーマンス目標として使用されるものではない。ファンドはベンチマーク構成銘柄を保有する義務を一切負わず、ベンチマーク以外の銘柄にその純資産の最大100%まで実際に投資することができる。

（注1）この別紙において開示されたベンチマークに関する追加情報（例えば、ネット・リターン対グロス・リターンの計算方法は、ウェブサイト（<http://www.franklintempleton.lu>）で入手可能な本投資法人のKIIDおよび販売資料に掲載されている。）

（注2）フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドのクラスA（acc）米ドル投資証券について、成功報酬は課されない。